

令和2年 3月 6日

令和元年度定期監査の結果について

串本町監査委員

佐 藤



優

串本町監査委員

五十川 清紀



地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和元年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和元年度定期監査結果報告書

1 監査の実施年月日および監査対象

令和2年2月20日	税務課、福祉課、産業課、潮岬こども園、潮岬消防分団 大島小学校、有田消防分団
令和2年2月21日	企画課、総務課、こども未来課、住民課、串本西中学校 くしもと町立病院
令和2年2月26日	議会事務局、建設課、水道課、教育課、古座消防署 古座消防分団（上野山）

2 監査した事項、監査の方法

上記各施設・部署において、予算の執行や備品管理・財産管理などが適切に行われているか、また経営に関する事務が適切に執行されているか、下記証憑書類をもとに監査を行った。

各部署の長から説明を受け書類の確認を行ったほか、各施設を抽出により訪問、備品の管理状況の確認を行った。

小中学校	備品台帳、切手受払簿
病院	予算執行状況、資産台帳、切手受払簿、未収金収納状況
消防署・消防団	予算執行状況、備品台帳、器具の手入れ状況
役場各課等	予算執行状況、税・使用料の収納状況、貸付金の償還状況、 備品台帳、切手受払簿

3 監査の結果

(1) 総評

帳簿・書類の照合、検査を行ったところ、概ね良好な予算執行及び事務処理が行われていると認められた。

指摘事項については下記のとおりであるが、事務処理上の軽易な事項についてはその都度口頭で指導し、改善を要請した。なお、軽易な事項以外に特に指摘が無かった部署については、本報告書への掲載を省略した。

(2) 指摘事項

(ア) 備品台帳の整備について

備品台帳は概ね適切に整備されているが、当年度新たに取得した備品の計上漏れがないよう引き続き正確な台帳管理に努められたい。

なお、消防署の備品台帳は冒頭部分に備品管理の手順や50音順の索引頁を設けるなど、調査・研究の成果が出ていた。他の部署においても事務の簡素化に努め、実情に合った備品管理のあり方を、今後も引き続き検討されたい。

(イ) 郵便切手受払簿について

郵便切手受払簿への記載及び切手の管理は概ね的確に行われているが、一部の記録に不備が見受けられた。定期的に在庫の確認を行うなど、より正確な台帳管理に努められたい。